平成21年度 第3回 税制調查会後記者会見録

日 時: 平成 21 年 10 月 22 日 (木) 18 時 38 分~

場 所:合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

○峰崎財務副大臣

お待たせいたしました。記者会見を開始したいと思います。今日は多少工夫を加えて、自由に、政治家らしい議論ができたのではないかと思っていますが、新しい政府税制調査会ですから、更に工夫を加えながら改善していきたいと思っております。

どなたでも結構でございますので、質問をお受けしたいと思います。

○記者

中小企業の法人税のことでお尋ねしたいのですけれども、マニフェストでは税率を 18%から 11%に下げるとありますけれども、これは来年度から実施するということで よろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

時間軸については、これからどのようにやっていくかということについては今後の相談事項になりますので、今日のような議論はどんどん行うわけですが、いつからやるかとか、その前の条件をどのようにつけるかとか、他への波及はどんなものかということなど、総合的に検討しなければいけない問題があると思っておりますので、今、来期というふうに結論を申し上げるわけにはいきません。

○古本財務大臣政務官

若干補足で、マニフェストには、この部分については、財源を確保しつつ順次実施と記載していますので、マニフェスト期間の中の議論でありまして、いつかということを限定するものではありません。同時に、財源を確保してということであります。

○記者

これから税調で議論されていくと思いますが、さっきの資料にもありましたが、およそ7割の中小企業が赤字ということで、恩恵が及ぶ企業は大分限られてくると思うんですけれども、その点についてのお考えというのはどうされるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

どういう意味ですか。もう一回お願いします。

○記者

およそ7割の企業が赤字ということであれば、要するに法人税率を下げても恩恵が 及ばない企業がほとんどになってしまうと思うんです。

○峰崎財務副大臣

短期的に見るのと、中長期的に見るのとで変わってまいります。税率というものは 企業の投資行動を決めていくときに大きな要因になりますから、当然、中長期的な観 点からも見ていく必要があるのではないでしょうか。そういう観点で理解してくださ V10

○記者

30日のとりまとめの税制改正要望なんですけれども、公表の仕方はどういう段取りになっているのかというのを教えていただけますか。

○峰崎財務副大臣

総務省とも相談しなければいけませんが、その点は未定です。皆さん方に記者会見でちゃんと、公表をきちんと行うなど、透明度を高めるために努力していきたいと思いますので、できる限りきちんと公表したいと思っております。

手続的なことについて、いつ、どこで、どのような形でやるかということについて は、また追って総務省や内閣府とも協議していきたいと思っております。

○記者

小川政務官が前回提起されていた、扶養控除の地方分に関連して、今日は野田財務 副大臣が記者会見で、要するに控除から手当へという流れは地方でも当然同じである べきだというような言い方で、私の認識では副大臣は検討すべきだという考えを表明 されたんですけれども、税調として、今後、どういうふうに取り運ぶかについて教え ていただきたいと思います。

○小川総務大臣政務官

私が問題提起させていただいたのは、党の公約とも絡む話ですから、非常に重たい課題です。しかも、これは税制の根幹に関わることですので、純粋にそういう意味で申し上げました。

大きな方向感として、控除から手当へというのは既に明言しているとおりですから 否定はしませんが、万に一つ、それが例えば子ども手当の財源として地方負担をとい うことを意味しておられるとすれば、私が申し上げたことの趣旨からすると不本意で あります。それとこれとは別問題で、議論はスタートさせていただきたい。私はそう 思っています。

○記者

その関連については個々にお考えが違うことがあるのかもしれませんが、住民税の 扶養控除についても議題になってくるという御見解をお持ちかどうかについて、これ は渡辺副大臣にお聞きした方がよろしいでしょうか。

○渡辺総務副大臣

総務省の事務方には少し投げかけて、いろんなパターンを試算してもらっています。 ただそれは、あくまでも我々の参考でございまして、実際幾つかのオプションを組み 合わせて実施した場合を、ここで詳細に申し上げることはできませんけれども、考え ておりまして、実際その場合にいかなることになるかということは事務方ではやって いますが、ただ、子ども手当の負担ということに関して、総理もこれは当然選挙中、 国でやるということを約束してきたと言っていますから、地方がその負担をするとい うことは一切考えていません。

ただ、いろいろ住民税の扶養控除、それから配偶者控除をなくした場合どうなるか、 あるいは残した場合にはどうなるかということを、いろんなパターンを考えてシミュ レーションはしていますが、それはあくまでも試算の段階でございます。

○峰崎財務副大臣

補足しますと、今度 29 日に地方団体の方々からのヒアリングを行いますし、有識者の方からもヒアリングを行います。これは税について、国税と地方税、所得税と住民税の仕組み上、大変貴重な問題提起をしていただきましたので、そういったことについては、また専門家の意見もしっかり伺いながら、あるべき税制の仕組みとして、どういうものが望ましいのかという観点が非常に重要であると思います。

○記者

そうすると、29 日の専門家の皆さんのヒアリングを踏まえて、今後の議論をどうするかということを決めていくというお考えですか。

○峰崎財務副大臣

議論は、総務省の方でもやられていますし、これから参考意見を聞きながら議論していくと思います。

○記者

2点なんですけれども、まず1点目は、中小企業の法人税率引き下げに関連して、 古本政務官に確認したいんですけれども、先ほどの回答で、いつと限定するものでは ないと、同時に財源を確保するとおっしゃっていましたが、つまり法人税率の引き下 げというのはマニフェストに記載されている項目ですけれども、要はこれについては、 いわゆるペイ・アズ・ユー・ゴーの原則をあてはめて考えているということなのかと いうことがまず1点。

あと、会合の中で増子経済産業副大臣だったと思うんですけれども、宗教法人の優 遇税制について、非常に問題があるという問題提起がありましたが、これについて税 調で議論をされる方向なのかどうか。その2点をお願いします。

○古本財務大臣政務官

まず、中小企業減税の話ですけれども、今、法定税率 30%を、中小企業に関しては 22%、その 22%を現在 18%に引き下げています、これは時限措置でやっています。これを 11%にということですけれども、これは当然に差し引きすれば 7%下がることに なりますので、それに伴う新規の減税原資が発生します。税収減ですから、これについては当然に財源の措置が必要であると、当然のこととして考えています。

○峰崎財務副大臣

宗教法人の問題は、総理からの諮問の中には率直に申し上げて入っておりません。 新しい問題提起でございますので、これは今後議論するかどうかを含めて、会長ある いは会長代行と十分相談しながら進めていきたいと思っております。

○記者

審議の中で、国際連帯税の話が出ていたかと思うんですが、この国際連帯税の議論 を今後税調として前向きに検討されていくのかどうかということと、その場合のポイ ントを教えていただければと思います。

○峰崎財務副大臣

国際連帯税の問題は、それほどまだ煮詰まった議論ではありませんので、今日は外務副大臣の方から若干の経過説明がございました。これは、私自身も超党派で議連をつくって作業を進めております。果たしてこの税制調査会の中で、これから国際連帯税の問題をどのように議論していくのかということについては、率直に申し上げて今年中に解決が出るような甘いものではありませんので、じっくりと今後国際的な支援の在り方、あるいは今日もありましたけれども、地球温暖化対策との関連、そういった観点を当然のことながら考えながら進めていきたいと思っておりますので、少し時間軸的には長い期間で考えていかざるを得ない課題だと私自身は思っております。

○記者

専門家委員会について、来年に国家戦略局と一緒に、いろんな長期的な課題について議論していきたいという話を、たしか峰崎さんが会合の中でおっしゃっていたと思うんですが。

○峰崎財務副大臣

専門家会議の持ち方の問題については、今も実は発足を急ぎたいということで、内 部で相当協議をしている最中でございます。

国家戦略室の皆さん方にとっても、この税の中期的な議論をするときには、当然国のかたちにとって、社会保障の問題、地方分権の問題などが当然絡んでくるわけです。 その上で税制がどうあるべきかということが議論になってくるわけですから、当然これは国家戦略室の大変重要な基本的なマターではないですかということは、国家戦略室の古川副大臣等にも十分伝えております。

ですから、これができ上がってくるプロセスの中では、多分、私たち税制調査会の メンバーと国家戦略室の皆さんが十分連携しながら、この新しい専門家会議というの をきちんと運営していく課題だと思っています。

ただ、実は今のそういう長期ビジョンだけではなくて、今日もさまざまな論点で、これは専門家の方はどう考えているんだろうということが、当然議論になります。また、過去の政府税制調査会でも議論になってまいりました。やはりこの専門家会議はそういう点をもう一面の機能として担っていただくのがいいのではないか。つまり短期的な課題、我々の諮問や、我々の疑問に思っていること、年度税制改正に対するさまざまな評価、さらには今、申し上げたように中長期的な国家ビジョンに対する税制上のしっかりとした議論、方向性、こういったことをしっかりと打ち出していくよう

に今、作り上げていきたいと思っております。

○記者

発足が来年になるとか、そういうイメージではないということ。

○峰崎財務副大臣

できれば、本当は早く作り上げたいですね。専門家の知識というのは、本当にある 意味では一刻も早くお借りしたいという思いがあるんです。

○記者

29 日の地方団体との意見交換なんですけれども、どういった団体の、どなたが来るのかというのは決まっているのでしょうか。それと、具体的なテーマとして、何についての意見交換になるのでしょうか。

○渡辺総務副大臣

地方六団体の中から、人選につきましてはしかるべき方にというふうにお願いして おりまして、いろんな委員会もあるでしょうから、恐らく地方財政や税制の問題につ いて詳しい方に来ていただくことになるんだろうと思います。こちらからどなたにと いうふうには言っておりません。

○峰崎財務副大臣

そのほかございますか。

○記者

テーマについては何か決めているんですか。

○渡辺総務副大臣

これといって、このテーマにというふうに絞り込んでおりませんけれども、当然これからの地方と地域主権の在り方について、地方財政の現状ですとか、あるいは今後のいわゆる自主財源をどうしていくかという、まず、第1回目ですから、総合的な話になると思います。具体的な提言をいただければと思っております。

○峰崎財務副大臣

それでは、この辺りで終わらせていただきたいと思います。 今日は、どうもありがとうございました。

[閉会]